

男女の特性を尊重する教育を求める意見書

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以来、全国各地の教育現場で男女共同参画推進に名をかりて、男らしさ、女らしさまでも否定するジェンダーフリー教育が行われ問題視されている。

ジェンダーフリー思想は、アメリカの女権拡大主義者であるフェミニストたちが使い始め、その後日本のフェミニストたちが「人間の性別秩序は社会的・文化的につくられたものであるから、それをなくすことが可能である」という理論に基づき、和製英語をつくったものである。男女の区別の撤廃、性の自己決定権であるリプロ思想の拡大、伝統文化の否定、母性を否定するなど社会的な問題となっている。

今、教育現場で、ジェンダーフリーに名をかりた、行き過ぎた教育が行われていることを初めとし、社会のさまざまな場面で、男女の違いを無理やり無視しようとするジェンダーフリー論がばっこしている。

よって、青少年の健全育成の観点から男女が互いの特性を認め合い、尊重し合う心を育てることが重要である。より男女がそれぞれの生き方や能力・適性を考え、主体的に生きる能力を身につけ、真の男女共同参画社会の実現に向けた教育を推進するために以下のことを求める。

- 1 行き過ぎたジェンダーフリー教育の是正に取り組むこと。
- 2 真の男女共同参画社会の実現に向けた教育を進めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月23日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男